

一般社団法人いばらき出会いサポートセンターふれあいパーティー実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、独身の男女に出会いの場を提供するため、一般社団法人いばらき出会いサポートセンター（以下「センター」という。）が行うパーティーその他これに類する結婚支援イベント（以下「パーティー等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(主催)

第2条 センターは、茨城県、県内市町村、関係団体及び企業等と連携し、パーティー等を主催するものとする。

2 センターは、他の機関等に共催又は後援を依頼して前項のパーティー等を開催するときは、他の機関等が定める共催又は後援の諸手続に従うものとする。

(参加者)

第3条 センターは、前条に定めるパーティー等に、センターの会員以外の者も参加させることができるものとする。

(経費)

第4条 センターは、第2条に定めるパーティー等に要する経費のうち、人件費を除く直接的な経費については、当分の間、パーティー等の参加者に負担させるものとする。

2 パーティー等への参加予定者が決定した後において、パーティー等の開催日の7日前以降又は別に定める日以降に参加予定者が欠席する場合には、センターは原則としてその者にキャンセル料を負担させるものとする。

(共催等)

第5条 センターは、必要に応じ関係団体等の行うパーティー等の共催又は後援（以下「共催等」という。）を行うものとする。

(共催等の区分)

第6条 共催等の区分は、おおむね次によるものとし、センターはパーティー等を実施しようとする県内市町村、団体及び企業等（以下「開催者」という。）と協議して決定するものとする。

(1) 共催 パーティー等の企画及び運営にセンターが参画し、必要に応じスタッフの派遣及び経費の分担を行うとともに、センターホームページ等で広報等の協力を行うもの。

(2) 後援 パーティー等の趣旨にセンターが賛同し、必要に応じセンターホームページ等で広報等の協力を行うもの。

(共催等の依頼)

第7条 センターとの共催等により、パーティー等を実施しようとする開催者は、開催日の40日前までに様式第1号による依頼書をセンターに提出しなければならない。

2 共催等の承認を受けてパーティー等を実施した開催者が、第10条に規定する期日までに実績報告書を提出しなかったときは、その翌月以降に行うパーティー等の共催等を依頼しても、センターはこれを承認しないことができる。

(共催等の審査)

第8条 センターは、前条に基づく依頼があったときは、パーティー等の内容を審査し、別表「共催・後援審査基準」に適合していることを確認しなければならない。

2 センターは、依頼に係るパーティーが前項に基づく基準に適合しており、パーティー等の運営方法が適切であることが確認できたときは、速やかに様式第1号により開催者に通知すると

ともに、第7条の依頼書を受け付けた順序に従いセンターホームページへ掲載するものとする。

(中止又は変更)

第9条 開催者は、共催等の承認を受けたパーティー等を中止又は変更する場合には、速やかにセンターにその旨を届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 開催者は、共催等の承認を受けたパーティー等の終了後、開催月の末日までに様式第2号による実績報告書をセンターに提出しなければならない。

(共催、後援等の取消し等)

第11条 センターは、共催等の承認後に、審査基準の規定に違反する事実が認められるとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、共催等を取消すものとする。

2 事業実施後に審査基準の規定に違反したことが認められたとき、又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する共催等を承認しないものとする。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。